

流山市いじめ防止基本方針



流山市・流山市教育委員会
(最終改定：令和4年5月26日)

目 次

はじめに	1
第1 いじめの問題に関する基本的な考え方	2
1 いじめについての理解と基本理念	2
2 「いじめ」とは	2
3 いじめの解消	4
第2 いじめの問題への対策のために市が行うこと	5
1 いじめの問題への対策に関する組織・体制	5
2 相談窓口の設置	8
3 学校への支援	8
4 家庭への支援	10
5 関係機関との連携	10
第3 いじめの問題への対策のために学校が行うこと	11
1 学校いじめ防止基本方針の策定	11
2 学校いじめ対策組織の設置	12
3 学校におけるいじめの問題への対応	13
4 記録の保存	16
第4 いじめの問題への対策のために保護者が行うこと	17
第5 いじめの問題への対策のために市民が行うこと	17
第6 いじめの重大事態への対処	18
1 いじめの「重大事態」とは	18
2 重大事態の調査の目的	19
3 重大事態が発生した場合の学校と教育委員会の対応	19
4 市長による再調査	21
第7 その他の重要事項	22
1 いじめの問題への対策の評価と検証	22
2 流山市いじめ防止基本方針の公表	22
(添付資料)	
資料1 いじめ問題に関わる組織関係図	23
資料2 相談窓口一覧	24

はじめに

流山市では、平成26年に「流山市いじめ防止対策推進条例」を制定し、同条例第9条に基づき「流山市いじめ防止基本方針」を定めて、いじめの防止と対応に取り組んできました。しかし、これまで本市で認知されたいじめのケースでは、重大事態に至ったものもあり、第三者委員会である流山市いじめ対策調査会からの報告書において、いじめの認知や児童生徒に対する指導など、学校及び教育委員会の対応についての課題が指摘されました。

このことを真摯に受け止めて、これまでの学校及び教育委員会としてのいじめに対する意識と具体的取組を改めて見直し、子どもの心身の安全を第一に考えた上で、法令に基づいた適切な対応を徹底してまいります。

学校、特に学級という、同じ年齢の子どもが集まり、同じ内容の学習や活動を集団で行うような同質性の高い環境では、いじめが起こりやすいとも言われています。子ども一人一人の多様性を認め合うことを大切に、子どもたちの心の中に、不安やストレスではなく、心からの安心感を与えられるように、子どもに関わる教職員一人一人が丁寧に子どもに寄り添っていきます。

教育委員会の体制としては、いじめの問題に対してより適切に対応するために、令和2年度から新たに「いじめ防止相談対策室」を設置して、いじめの問題を集中して取り扱う体制を整備しました。今後も、これまでの取組に対する反省を生かして、教育委員会と学校が密に連携して対応に当たってまいります。

また、いじめは学校だけでなく子どもの生活のあらゆる場面で起こる可能性があります。さらに最近はSNSなどインターネット環境におけるいじめも深刻になってきています。そのため、子どもをいじめから守るためには、学校や教育行政機関だけでなく、心理や福祉、医療などの専門機関、保護者の方々、地域で見守っていただいている市民の皆様の協力も欠かせません。子どもを取り巻くすべての大人が同じ方向を向いて、それぞれの立場で子どもたちと関わり、手を取り合って子どもを温かく育ていく社会でありたいと思います。

時代の流れとともに学校のあり方や教員による指導方法、また家庭でのしつけの考え方なども変わってきています。大人が自分の経験や従来の常識のみに頼った指導やしつけを行うことが、実は子どもを追い詰めることになっているのかもしれないという問題意識を持ち、すべての大人が、それぞれの立場での子どもへの関わり方を改めて見直すことも必要なのではないのでしょうか。

以上のことをふまえ、流山市及び流山市教育委員会は、流山市いじめ防止基本方針を改定し、すべての子どもたちにいじめのない安心安全な生活を保障するために、取り組んでまいります。

第1 いじめの問題に関する基本的な考え方

いじめの問題をどのように理解し、どのように考え、どのように取り組むのか、市の基本的な考え方は以下のとおりです。

1 いじめについての理解と基本理念

- (1) いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格形成に重大な影響を与えるだけでなく、いじめを受けた児童生徒の生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。
- (2) いじめの問題は、すべての子どもに関係するものです。誰もが安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにするため、いじめの対策は、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを目指して行わなければなりません。
- (3) いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうる問題です。ささいな兆候であっても見過ごすことなく早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知することが重要です。
- (4) いじめは、加害者と被害者だけの問題ではありません。学級や部活動などの集団の構造上の問題や、周囲ではやし立てたり面白がったりする「観衆」、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要です。
- (5) いじめの問題への対策は、すべての子どもがいじめを行わず、また、他の子どもがいじめられているのを知りながら放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響など、いじめの問題に対する子どもの理解を深めることを目指して行わなければなりません。
- (6) いじめが起きたときの対応をはじめ、いじめの問題への対策は、いじめを受けた子どもと、その子を助けようとした子どもの生命や心身が守られることが、特に重要であることを認識して行わなければなりません。
- (7) 市は、いじめ防止対策推進法を遵守し、学校、家庭、地域住民、千葉県、国など、子どもに関わるすべての大人が連携しながら、いじめの問題を克服することを目指して対応に当たります。

2 「いじめ」とは

(1) いじめの定義

本基本方針では、いじめ防止対策推進法第2条第1項、流山市いじめ防止対策推進条例第2条第1号に基づき「いじめ」を次のように定義します。

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

市では、この定義に基づいて、個々の事案が「いじめ」に当たるかどうかを判断します。

(2) いじめに当たるかを判断する際の注意事項

ア 個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、いじめを受けた児童生徒の立場に立つて行うことが重要です。どのようなことで苦痛を感じるかは人それぞれであり、安易に「苦痛を感じていない」と判断してしまわないよう、注意が必要です。

また、いじめを受けていても、本人がそれを否定することがあります。学校および教育委員会は、本人の表情や様子をきめ細かく観察したり、本人や周辺の状態などを客観的に観察したりして、いじめかどうかを確認します。

イ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校や学級、部活動、塾やスポーツクラブなど、その児童生徒が関わっている仲間や集団・グループなど、その児童生徒との何らかの人的関係をいいます。

ウ けんかやふざけ合いでも、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を調査し、児童生徒が感じる被害性に着目して、「いじめ」に当たるかどうかを判断する必要があります。

エ インターネット上で悪口を書き込まれたが、本人は知らずにいる、というような場合など、「心身の苦痛を感じている」状態には至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒への指導など、いじめ防止対策推進法の趣旨をふまえた適切な対応が必要です。

オ いじめを受けた児童生徒の立場に立つて「いじめ」に当たると判断した場合でも、そのすべてのケースが厳しい指導を要する場合だとは限りません。

例えば、善意から行ったことが思いがけず相手に心身の苦痛を感じさせた場合や、悪意なく発した言葉で相手を傷付けたものの、すぐに謝罪をして、教職員が関わる前に良好な関係を取り戻したような場合などでは、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処をするほうがよいことがあります。

ただし、その場合であっても、学校が「いじめ」があったことを認知して、学校いじめ対策組織に情報共有をすることは必要です。

3 いじめの解消

いじめは、単に謝罪があっただけでは、安易に解消したと判断することはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも、次の2つの要件を満たす必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じて他の事情も考慮して判断します。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間等が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為によりその心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至るまで、被害児童生徒の安心・安全を確保する責任があります。学校いじめ対策組織においては、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行します。

いじめが「解消している」状態は、あくまでも一つの段階にすぎません。「解消している」段階に至った後でも、いじめが再発することも十分にあり得ることをふまえて、学校の教職員は、いじめの被害児童生徒と加害児童生徒について、日常的に注意深く観察する必要があります。

第2 いじめの問題への対策のために市が行うこと

市は、市立小中学校の設置者として、国や千葉県などの関係者と協力しながら、市の実情に応じたいじめの防止、早期発見、いじめへの対処に関する施策を策定し、実施する責務を有しています（流山市いじめ防止対策推進条例第5条）。

この責務を果たし、いじめの防止、早期発見、いじめへの適切で迅速な対処を実現するため、市は、以下に掲げる取組を行います。

1 いじめの問題への対策に関する組織・体制

（1）附属機関の設置

ア 流山市いじめ問題対策連絡協議会

いじめ防止対策推進法第14条第1項に規定する市の附属機関として、流山市いじめ防止対策推進条例第15条の規定により、流山市いじめ問題対策連絡協議会を設置します。

協議会は、毎年定期的に会議を開催して、市のいじめの現状を共有し、関係機関の円滑な連携のために、それぞれの役割を確認して、互いの責務や判断などを情報共有します。

【協議会の役割】

☆ いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図ることにに関する協議

☆ その他いじめの防止等のための対策を実効的に行うため必要な事項

【構成員】

学校の教職員、児童相談所の職員、千葉地方法務局の職員、千葉県警察の警察官、流山市医師会が推薦する医師、人権擁護委員、市PTA連絡協議会の会長

イ 流山市いじめ対策調査会

いじめ防止対策推進法第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関として、流山市いじめ防止対策推進条例第16条の規定により、流山市いじめ対策調査会を設置します。

調査会は、定期的にまたは必要に応じて会議を開催して、市全体が、発生したいじめに適切に対処し、いじめが起きにくい環境を作っていくための施策を実施していけるように、審査や提言を行っていきます。

【調査会の役割】

- ◇ いじめの防止等に関する調査研究
- ◇ 市が実施するいじめの防止等のための対策に関する審議
- ◇ いじめ重大事態が発生した場合における事実関係の確認及び調査並びに審査

【構成員】

学識経験を有する者（教育、心理、法律、医学等）

（２）いじめの問題への対応に係る教育委員会内の組織・体制

ア いじめ防止相談対策室

いじめ防止相談対策室は、いじめの問題への対策と、学校と連携した対応を行っています。児童生徒や保護者からの相談を受け、学校との連携や学校に対する指導助言を行いながら、問題解決を図ります。

【対策室の主な役割】

- ◇ いじめに関する児童生徒や保護者からの相談窓口
- ◇ いじめの防止、早期発見、いじめへの対処に関する学校と教育委員会の連携
- ◇ いじめの問題に関する学校の体制の点検、改善点がある場合の指導・助言
- ◇ いじめ事案の解決に向けた学校への指導・助言

イ 教育研究企画室

教育研究企画室は、不登校や学校生活の問題などの悩みを抱えている児童生徒や保護者からの相談に対応します。

【企画室の主な役割】

- ◇ スクールカウンセラー等の専門の相談員による「教育相談」の実施
- ◇ 教育上の課題や悩みについて精神科医が保護者や教職員からの相談を受ける「教育コンサルテーション」の実施

ウ 教育支援センター（フレンドステーション）

教育支援センターは、様々な理由で学校に行けない児童生徒の支援を行っています。

【教育支援センターの施設】

フレンドステーション エルズ （流山市生涯学習センター内）
フレンドステーション しんかわ （流山市立新川小学校内）

【教育支援センターの主な役割】

- ◇ 学校に行けない児童生徒に学習や体験活動の場を提供する「入級支援」の実施
- ◇ スクールカウンセラー等の専門の相談員による「教育相談」の実施

エ 青少年指導センター

青少年指導センターは、青少年の非行の防止及び健全な育成に関する事業を行っています。

【青少年指導センターの主な役割】

- ◇ 青少年とその保護者の悩みについて相談を受ける「青少年相談」の実施
- ◇ インターネット上の書き込みなどによる青少年の被害を防止するためのネットパトロールの実施
- ◇ 青少年の非行や被害を防止するために、学校と警察の連携を図る「学校警察連絡協議会」の開催
- ◇ 青少年補導員との連携による非行防止のための補導活動の実施

オ スクールカウンセラー

市が設置するすべての小中学校と、教育研究企画室、教育支援センターに、スクールカウンセラーを配置しています。

【スクールカウンセラーの主な役割】

- ◇ 児童生徒や保護者との面談による相談、必要に応じた検査や学校訪問等による支援
- ◇ 児童生徒の状態の把握や必要な支援の見立て
- ◇ 児童生徒の心のケア

カ スクールソーシャルワーカー

いじめ防止相談対策室にスクールソーシャルワーカーを配置しています。スクールソーシャルワーカーは、児童生徒が置かれている環境への働きかけを通じて、問題解決に向けた支援を行います。

【スクールソーシャルワーカーの主な役割】

- ◇ 児童生徒の自己実現や居場所づくりのための支援
- ◇ 児童生徒への支援に関する関係機関との連絡調整
- ◇ 保護者や教職員への社会福祉や精神保健福祉の専門的観点からの情報提供・助言

キ スクールロイヤー

いじめ防止相談対策室にスクールロイヤーを配置しています。スクールロイヤーは、弁護士資格を有する職員です。学校や教育委員会の弁護を行う代理人ではなく、児童生徒の利益を最優先に、第三者的な立場から学校や教育現場への法的助言を行います。

【スクールロイヤーの主な役割】

- ✧ 学校・教育委員会が適切な対応と行うための法的観点からの助言
- ✧ 児童生徒に向けた「いじめ防止授業」の実施
- ✧ 教職員に向けた「いじめ防止研修」の実施
- ✧ 法的助言やいじめ対応の体制の確認のための学校訪問

2 相談窓口の設置

市では、いじめに関する通報や相談を受け付けるため、児童生徒や保護者が相談できる、電話、対面、オンライン等による複数の相談窓口を設置しています。

相談を受けた場合には、内容に応じて、いじめ防止相談対策室や教育研究企画室、教育支援センターが、関係機関とも連携しながら、問題を解決するための支援を行います。

また、いじめを受けた児童生徒だけでなく、いじめ行為に直接関与していない児童生徒が観衆や傍観者にとどまることなく、誰かに相談しやすくなるようにするため、様々な機会をとらえて、国や千葉県などの関係機関が設置しているものも含めた相談窓口の周知を行います。

【※ 相談窓口の一覧を、この基本方針の巻末に添付しています。】

3 学校への支援

(1) 安心安全な学校・学級をつくるための調査研究

いじめを未然に防止するためには、学校や学級を児童生徒にとって安心して過ごすことのできる場所にして、いじめが起きにくい環境を作ることが大切です。そのために、「ありのままの自分」を「かけがえのない存在」として肯定的に受け止められる自己肯定感や、他者や集団に貢献し認められることにより自分の存在を価値のあるものとして受け止められる自己有用感を高めることができる指導の在り方や学校運営、学級運営の方策を調査研究します。

(2) 教職員研修の実施

教職員がいじめについての理解を深め、いじめを許さない姿勢を徹底し、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処を適切に行うことができるようにするため、いじめ防止研修を実施します。

また、教職員の不適切な認識や言動によって児童生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないように、体罰・不適切指導防止研修を実施します。

(3) 対応マニュアルの作成

いじめの状況（事実）の正確な確認や、保護者への報告など、いじめの対応における特に重要な事柄をまとめ、いじめが発生したとき教職員が速やかに適切な対応をすることができるように、初動から解決に至るまでの対応マニュアルを作成します。

(4) 学校のいじめ対応への指導・助言

教職員や管理職（校長及び教頭）に、学校現場でのいじめへの対処や記録の取り方などについて指導・助言し、適切な対応による問題の早期解決に向けて支援を行います。法的な判断が必要な事案では、スクールロイヤーが助言を行います。

(5) いじめ防止授業の実施

児童生徒がいじめの問題への理解を深め、いじめの加害者、被害者だけでなくいじめの傍観者にもならないようにするため、小中学校で「いじめ防止授業」を実施します。

(6) アンケート調査の実施

いじめの早期発見や、児童生徒の心の状態、学級の状況などの把握のため、年間を通してアンケート等による様々な調査を実施します。

また、調査結果をいじめの防止や対応に効果的に活用するための方法を、研修等を通じて教職員に周知します。

(7) ICTを活用した取組の推進

GIGAスクール構想によるICT（情報通信技術）を有効に活用した学校と教育委員会との連携方法や、児童生徒を対象とした各種アンケート調査の方法などの仕組みを調査研究し、学校が行ういじめの問題への対応に反映します。

(8) 情報モラル教育の推進

SNSなどを通じたインターネット上のいじめやトラブルを防止するため、学校における情報モラル教育を推進していきます。

(9) 学校の取り組みの点検・評価

スクールロイヤーを含むいじめ防止相談対策室の職員が、定期的に学校を訪問し、いじめの問題に関する学校の取組について点検・評価を行います。

4 家庭への支援

(1) いじめの問題についての啓発活動

いじめが重大な人権侵害であることや、いじめの定義、いじめの防止・早期発見、スマートフォン等の情報機器の使用による危険性と使用ルールの重要性などについて理解を求めるため、保護者に向けた啓発活動を行います。

(2) 困難を抱える家庭への支援

児童生徒の教育をとり巻く様々な家庭の状況に応じた支援を行うための態勢として、いじめ防止相談対策室にスクールソーシャルワーカーを配置しています。スクールソーシャルワーカーは、関係機関と連携しながら、それぞれの家庭の実情に合わせた支援を具体的に進めます。

5 関係機関との連携

いじめの問題への対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、流山市いじめ問題対策連絡協議会の会議を年度ごとに開催します。

具体的にいじめの防止等の対策を推進する上では、その状況に応じて、学校、教育委員会、児童相談所、警察、医療機関、法務局、家庭支援担当課（子ども家庭課虐待・DV防止対策室）等、各関係機関がそれぞれの担当分野において必要に応じた支援や協力を行うなど、互いに連携して問題の解決を図ります。

第3 いじめの問題への対策のために学校が行うこと

学校と学校の教職員は、在籍する児童生徒の保護者や地域住民、児童相談所、警察その他の関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組み、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは迅速かつ適切に対処する責務を有しています（流山市いじめ防止対策推進条例第6条）。

この責務を果たすため、学校は、以下に掲げる取組を行います。

1 学校いじめ防止基本方針の策定

（1）学校いじめ防止基本方針とは

学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、各学校がいじめの問題への取組についての基本的な考え方や実効性のある具体的な対応策を定めるものです。

学校は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」、千葉県いじめ防止基本方針、流山市いじめ防止基本方針を参考にして、学校の実情に応じた「学校いじめ防止基本方針」を策定します。

（2）学校いじめ防止基本方針の内容

学校いじめ防止基本方針には、学校が行ういじめの問題への対策に関する以下の内容が定められている必要があります。

- ◇ いじめに対する基本的な理解と学校の考え方
- ◇ 学校いじめ対策組織の構成、役割
- ◇ いじめの防止のための学校の取組
- ◇ いじめの早期発見のための学校の取組
- ◇ いじめへの対処に関する学校の方針
- ◇ 重大事態への対処に関する学校の方針
- ◇ いじめの防止、早期発見、いじめへの対処に関する学校の年間計画

（3）学校いじめ防止基本方針の公表

学校いじめ防止基本方針を効果的に活用するためには、教職員、児童生徒、保護者のそれぞれが内容を理解している必要があります。そのため、策定した学校いじめ防止基本方針を学校のホームページに掲載するとともに、各年度の始めに児童生徒や保護者に説明します。

（4）学校いじめ防止基本方針の点検・評価

学校いじめ防止基本方針に定めたいじめの問題への対策については、学

校関係者評価委員会¹や学校運営協議会²を活用するなどして評価・点検を行うとともに、児童生徒や保護者、地域の方の視点も取り入れながら、定期的に内容の見直しを行います。

2 学校いじめ対策組織の設置

(1) 学校いじめ対策組織とは

学校いじめ対策組織は、いじめ防止対策推進法第22条に基づき学校に設置する、いじめの問題に対して組織的な対応を行うための組織です。組織の名称や構成員は、学校の実情に合わせて決定します。

学校いじめ対策組織は、会議を定期的に開催して、いじめの発生状況とその対応などについて協議を行い、学校の取組を点検します。また、必要に応じて臨時の会議を速やかに開催し、情報共有と対応方針等の確認を行います。

(2) 学校いじめ対策組織の役割

学校いじめ対策組織は、学校が行ういじめの問題への対策を主導する役割を担います。具体的には、以下のようなことが挙げられます。

- ☆ いじめの防止のための環境づくり
- ☆ いじめの早期発見のための情報収集と記録、情報共有
- ☆ いじめが発生した場合における組織的な対処
- ☆ 学校いじめ防止基本方針で定めた年間計画に基づく取組の実施
- ☆ いじめの問題に対する学校の取組の点検と見直し

(3) 学校いじめ対策組織の会議の開催

学校いじめ対策組織の会議は定期的に（少なくとも概ね月1回程度）開催し、いじめの防止や早期発見のための取組、発生したいじめ事案への対応状況などについて確認・検討します。

また、緊急性の高い事案が発生した場合には臨時の会議を招集し、対応を協議します。

(4) 会議録の作成

いじめを受けた児童生徒への継続的な支援や、対応の事後的な検証のため、学校いじめ対策組織の会議を開いた際には必ず会議録を作成します。

¹ 学校関係者評価委員会：学校の運営状況に関する自己評価や改善策を評価するために組織される、その学校の教職員以外の関係者（保護者や地域住民等）を構成員とする委員会。

² 学校運営協議会：学校運営に地域声を積極的に生かし、特色ある学校づくりを進める「コミュニティスクール（学校運営協議会制度）」のもと、保護者、地域住民、教職員等を構成員とする協議会。学校運営や運営への支援について協議を行う。

3 学校におけるいじめの問題への対応

(1) いじめの防止のために行うこと

ア いじめの起きにくい環境の整備

学校や学級を、児童生徒にとって心から安心して過ごすことのできる場所にすることで、いじめが起きにくい環境を整えます。

そのための取組として、児童生徒が主体的に生き生きと学ぶことのできる授業づくりの推進と、学校や学級の運営に関して児童生徒が主体的に取り組み自己決定できる場を設定して、「ありのままの自分」を「かけがえのない存在」として肯定的に受け止められる自己肯定感や、他者や集団に貢献し認められることにより自分の存在を価値のあるものとして受け止められる自己有用感を高められる指導を行います。また、相手を尊重することの大切さを指導します。

イ いじめの問題についての教職員の共通理解

学校のすべての教職員が、児童生徒の人権や多様性の尊重をふまえて、いじめの防止と早期発見、適切な対処についての理解を深め、学校全体として適切な対応ができるように、研修等により共通理解を図ります。

また、教職員自身の不適切な言動によって児童生徒を傷つけたりいじめを助長したりすることがないように、体罰・不適切指導の問題について、研修や職員会議等を通じて繰り返し周知します。

ウ いじめをしない・させない・放置しない指導の徹底

教育活動全般を通じて、いじめの問題の重大性を認識させ、児童生徒一人ひとりが「いじめをしない」姿勢を持てるようになることを目指した指導を行います。

また、周囲ではやし立てたり見て見ぬふりをしたりすることもいじめを肯定する行為であることを理解させ、「いじめをさせない」「いじめを放置しない」姿勢を持てるようになることを目指した指導を行います。

エ 情報モラル教育

GIGAスクール構想による児童生徒用のタブレット端末によるいじめの危険性もふまえて、児童生徒に対して、インターネット上のSNS等によるいじめやトラブルの危険性と使用上のルールについて、家庭とも連携して繰り返し指導を行います。

オ 児童生徒が主体となって行ういじめの防止のための取組

いじめの防止について児童生徒が主体的に考え、それを表現することが出来る取り組みを、学校いじめ防止基本方針の年間計画の中に位置づけ、各学校の創意工夫により実施します。

(2) いじめの早期発見のために行うこと

ア いじめを相談しやすい環境の整備

教職員と児童生徒との信頼関係を深めるとともに、担任だけでなく養護教諭、スクールカウンセラーなどの相談窓口の周知を行うことで、相談しやすい環境を整えます。

また、教職員は児童生徒の声に真摯に耳を傾け、よく話を聞く姿勢を示すことで、児童生徒が安心して自分の考えていることや悩みを伝えることができるような信頼関係を築くよう努めます。

イ 日常的な観察等による発見

教職員が日常的に児童生徒の様子に目を配ったり、連絡帳や生活ノートなどを活用して交友関係や悩みを把握したりすることにより、いじめの兆候や児童生徒の発するサインを早期に発見できるよう努めます。

これらにより集まった情報は、学校いじめ対策組織に報告して情報共有し、組織的な対応につなげます。

ウ 調査・教育相談の実施

いじめの早期発見と児童生徒の心情を把握するため、年間を通して様々なアンケート調査や教育相談を行います。いじめの訴えを受けた場合は直ちに学校いじめ対策組織に報告して情報共有し、速やかな対応につなげます。

エ 欠席が続く児童生徒の欠席理由の確認

児童生徒の欠席が続いている場合には、学校は、いじめが原因となっている可能性を考え、児童生徒本人や保護者から話を聞くなどの方法により欠席理由を確認して、いじめの見落としがないよう努めます。

(3) いじめへの対処

ア 組織的な対応

学校の教職員は、いじめに関する情報を得たときや、児童生徒や保護者からいじめの相談や報告を受けたときは、学校いじめ防止基本方針に定める手順により、必ず学校いじめ対策組織に報告します。

担任などの担当者だけが個人で対応することはせず、組織として情報

共有した上で、それぞれの立場や役割から、いじめを解消するための意見を出し合い、学校全体としていじめに対応していきます。

イ 事実の確認

いじめに関する情報の報告を受けた学校いじめ対策組織は、関係する児童生徒から事情を聴き取るなど適切な方法により、速やかにいじめの事実の有無を確認します。事実確認の結果は、いじめ防止対策推進法第23条第2項の規定により、教育委員会に報告します。

ウ いじめを受けた児童生徒への支援

学校は、いじめの事実関係が確認されていない段階においても、いじめの被害を訴えている児童生徒を守り、その心情に寄り添った対応を行うことを心掛けていきます。

また、いじめを受けた児童生徒を守り通すことが何よりも重要であることを認識し、必要に応じていじめを行った児童生徒の学習を別室で行うこととするなど、安心して登校し学校生活を送ることができる環境を確保するための対応を行うとともに、必要に応じてスクールカウンセラーを活用するなど、いじめを受けた児童生徒の心のケアに努めます。

エ いじめを行った児童生徒への指導

いじめを行った児童生徒に対しては、いじめが相手の人格を傷つけるものであり、生命、心身、財産をおびやかす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行います。

指導に当たっては、いじめを受けた児童生徒の安全を確保するとともに、いじめを行った児童生徒の抱えている問題など、背景にある事情にも目を向け、心理的な孤立感や疎外感を与えないようにするなど、健全な人格の発達に配慮しながら、必要に応じて専門家によるカウンセリングなどの支援や、特別の指導計画による指導を行います。

また、継続的に指導を行っても改善がみられない場合には、学校教育法第11条の規定による懲戒、警察との連携や出席停止などの措置も含め、毅然とした対応を行います。

オ 保護者への迅速な連絡

いじめの事実を確認した場合には、学校は、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒の双方の保護者に対して迅速に連絡を取り、事実を報告します。

また、その後も適時に保護者への連絡を行い、対応や方針を説明して、

保護者と連携した対応が行えるように理解と協力を求めます。

カ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを行った児童生徒だけでなく、集団全体に向けて、いじめを根絶しようという姿勢が行きわたるように指導を行います。いじめを見ていた児童生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つ大切さを伝えます。また、周囲ではやし立てるなど同調していた児童生徒に対しては、それがいじめに加担する行為であることを理解させる指導を行います。

キ 関係機関との連携

いじめを受けた児童生徒の心のケアや、いじめを行った児童生徒への指導においては、必要に応じて外部の専門家の助言を求めるなど、関係機関と適切に連携しながら対応を行います。

また、いじめを行った児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認める場合には、学校は、ためらうことなく警察との相談を行い対処します。児童生徒の生命、身体、財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に通報し、適切に援助を求めます。

ク インターネット上のいじめへの対処

インターネットやSNSでの不適切な書き込み等については、被害の拡大を防ぐため、直ちに削除するための措置をとります。その際、必要に応じて法務局や警察に協力を求めます。

(4) 家庭、地域等との連携

いじめは、学校外でも起こる可能性があります。より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、家庭や地域、学校生活との関係が深い学童クラブなどの関係機関とも連携して、情報共有や、協働できる体制の構築を図ります。

4 記録の保存

アンケートの回答用紙や聴き取り記録、学校いじめ対策組織の会議録など、いじめの問題に関して学校が行った調査や対応、会議の記録は、翌年度の4月1日から起算して少なくとも5年間保存するものとします。期間経過後も、事案の対応状況等によっては、さらに継続して保管します。

第4 いじめの問題への対策のために保護者が行うこと

保護者は、いじめは絶対に許されない行為であることをその保護する児童生徒に理解させ、いじめの加害者や傍観者にならないための指導を行います。特に、スマートフォン等の情報機器の使用によるインターネット上のSNS等で行われるいじめを防止するため、保護者の責任において、保護する児童生徒の情報機器の取り扱いについて適切に指導を行うよう努めます。

保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童生徒をいじめから保護します。

保護者は、いじめを発見した場合は、いじめの行為をやめさせる指導と被害児童生徒の保護を適切に行うとともに、学校、市に情報提供を行うなど、市と学校が講ずるいじめの問題への対策や、いじめが発生した場合の調査等に協力するように努めます。

(流山市いじめ防止対策推進条例第7条)

第5 いじめの問題への対策のために市民が行うこと

市民は、それぞれの地域及び事業等における児童生徒との関わりの中で、児童生徒に対する見守り、声かけ等により、児童生徒が安心して過ごすことのできる環境づくりに努めます。

市民は、それぞれの地域及び事業等における児童生徒との関わりの中でいじめを発見した場合は、いじめの行為をやめさせる指導と被害児童生徒の保護を適切に行うとともに、当該児童生徒の保護者、学校、市に情報提供を行うよう努めます。

(流山市いじめ防止対策推進条例第8条)

第6 いじめの重大事態への対処

いじめ防止対策推進法第28条第1項は、いじめの重大事態が発生した場合には、その事態に対処し、同種の事態の発生を防止するため、速やかに、調査組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行うことを定めています。

市における、いじめの重大事態についての考え方、重大事態が発生した場合の対応は、以下に掲げるとおりです。

1 いじめの「重大事態」とは

(1) 重大事態の定義

いじめの重大事態とは、いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づき、「生命心身財産重大事態」と「不登校重大事態」の2つの場合をいいます。

ア 生命心身財産重大事態

いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

「生命、心身又は財産に重大な被害」は、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断します。想定される例としては、次のような場合が挙げられます。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

イ 不登校重大事態

いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」は、年間30日を目安とします。ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、この目安にかかわらず、迅速に調査を開始します。

(2) 重大事態かどうかを判断する際の注意事項

ア 事実関係が確定していなくても、「疑い」があれば重大事態に該当します。対応が遅れれば取り返しのつかない事態に発展することも想定されるため、「疑い」があると認めた時点で、速やかに重大事態としての対応を行います。

イ 対象児童生徒³やその保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」
との申立てがあったときは、調査しないまま重大事態ではないと断言す
ることはできないため、重大事態が発生したものとして対応を行います。

2 重大事態の調査の目的

重大事態の調査は、重大事態に至った経緯や背景事情を含めたいじめの事
実関係を明らかにすることにより、その重大事態への対処や、同種の事態が
再び発生するのを防止することを目的として行います。民事・刑事上の責任
追及や、その他の争訟などへの対応を直接の目的としているものではありません。

なお、対象児童生徒や保護者が調査を望まない場合でも、学校や教育委員
会は、可能な限り自らの対応を振り返って検証し、再発防止に努めることが
必要です。そのような場合には、対象児童生徒と保護者の意向にも配慮しな
がら、調査方法を工夫して調査を進めます。

3 重大事態が発生した場合の学校と教育委員会の対応

(1) 重大事態発生への報告

学校は、いじめの重大事態が発生したときは、直ちに教育委員会に一報
を入れたうえ、速やかに「いじめの重大事態の認知に係る報告書」を教育
委員会に提出します。

教育委員会は、学校から提出を受けた報告書を速やかに市長に提出して
報告するとともに、千葉県いじめ防止基本方針に基づき、千葉県教育委員
会への情報提供を行います。

(2) 調査主体の決定

学校からの報告を受けた教育委員会は、重大事態の調査主体を学校とす
るか教育委員会とするかを決定します。その際、以下の事情がある場合に
は、教育委員会を調査主体とします。

- 学校主体の調査では、調査の目的を果たすための十分な結果を得る
ことができないと認められるとき。
- 学校を調査主体とすることにより、学校の教育活動に支障を生じる
おそれがあるとき。

³ 対象児童生徒：「いじめにより重大な被害が生じた疑い又はいじめにより不登校を余儀なく
されている疑いがある児童生徒」をいう。（文部科学省「いじめの重大事態の調査に関する
ガイドライン」に準拠）

- 以上のほか、教育委員会を主体とすることが相当であると認められる事由があるとき。

学校が調査主体となる場合は、学校に調査組織を設置します。この場合、教育委員会は、学校が行う調査が適切に行われるように、学校への指導や支援を行います。

教育委員会が調査主体となる場合は、流山市いじめ防止対策推進条例第17条第3項の規定に基づき、流山市いじめ対策調査会に対して速やかに調査を依頼します。

(3) 調査の実施

調査主体の決定後、学校に設置した調査組織、または流山市いじめ対策調査会が、文部科学省の『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン』や『不登校重大事態に係る調査の指針』に沿って調査を行います。

ア 調査方針の説明

対象児童生徒とその保護者に、調査の目的・目標、調査主体、調査時期・期間、調査事項・調査対象、調査方法、調査結果の提供などについてあらかじめ説明を行い、対象児童生徒とその保護者の意向を確認しながら調査を実施します。

あわせて、関係児童生徒⁴からも意見を聞くなど、調査が公平・中立なものとなるよう配慮します。

調査に時間を要する場合には、調査実施中にも、調査の進捗状況や今後の方針などについて、適時に説明を行います。

イ 調査の方法

誰に対してどのような調査を行うかは事案によって異なりますが、調査方法の例としては、関係者の聞き取り、アンケート、資料の分析などがあります。

なお、調査組織の招集に時間を要するなどの事情があり、関係者の記憶が薄まったり資料が散逸したりするのを防ぐ必要がある場合には、学校と教育委員会は、十分な調査が可能となるよう、状況に応じて早い段階で聞き取り等を行うなどの対応を行います。

⁴ 関係児童生徒：「いじめを行った疑いのある児童生徒その他当該重大事態に何らかの関わりのある児童生徒」をいう。（文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に準拠）

(4) 調査中の対象児童生徒への支援等

重大事態の調査が終了していない段階においても、必要に応じて、対象児童生徒に対する心のケアや学習支援、いじめの再発を防止するための措置など、対象児童生徒の安全を確保し、安心して学習等の活動に取り組めるようにするための支援や対応を行っていきます。

また、どのような支援を行うことができるのかを、対象児童生徒やその保護者に対して適切に説明します。

(5) 調査結果の報告と提供

ア 関係者への情報提供

対象児童生徒とその保護者に対して、重大事態の事実関係などの必要な情報を、関係者の個人情報に配慮しながら、適切に提供します。

関係児童生徒とその保護者に対しても、あらかじめ被害児童生徒とその保護者に確認したうえで、可能な範囲で情報提供を行います。

イ 市長等への報告

調査を行った学校または流山市いじめ対策調査会は、教育委員会に調査報告書を提出します。教育委員会は、提出を受けた報告書を速やかに市長に提出して報告するとともに、千葉県教育委員会に情報提供を行います。

対象児童生徒とその保護者は、調査結果に対する見解をまとめた所見書を、教育委員会に提出することができます。教育委員会は、所見書の提出を受けた場合には、報告書の添付文書として市長に提出するとともに、千葉県教育委員会に情報提供します。

ウ 調査結果の公表

調査結果の公表を行うかどうかや、公表する場合の公表範囲は、対象児童生徒とその保護者の意向や関係者に及ぼす影響、流山市情報公開条例の規定などをふまえて、事案ごとに判断します。

(6) 調査結果をふまえた対応

学校と教育委員会は、調査の結果をふまえて、対象児童生徒への支援やいじめを行った児童生徒⁵への指導などの対応を行います。また、それまでの対応について検証し、再発防止策を検討します。

⁵ いじめを行った児童生徒：「関係児童生徒のうち、調査の結果いじめを行ったことが明らかになった児童生徒をいう。（文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に準拠）

4 市長による再調査

教育委員会から調査結果の報告を受けた市長は、調査が不十分だと考える場合には、市長のもとに調査のための附属機関を設置するなどの方法により、再調査を行います。

再調査を行った場合には、市長は、その結果を流山市議会に報告します。報告する内容は、関係者のプライバシーに対する必要な配慮を確保しながら、事案に応じて適切に設定します。

また、市長と教育委員会は、再調査の結果をふまえて、その重大事態への対処や、同種の事態が発生するのを防止するための措置を行います。

第7 その他の重要事項

1 いじめの問題への対策の評価と検証

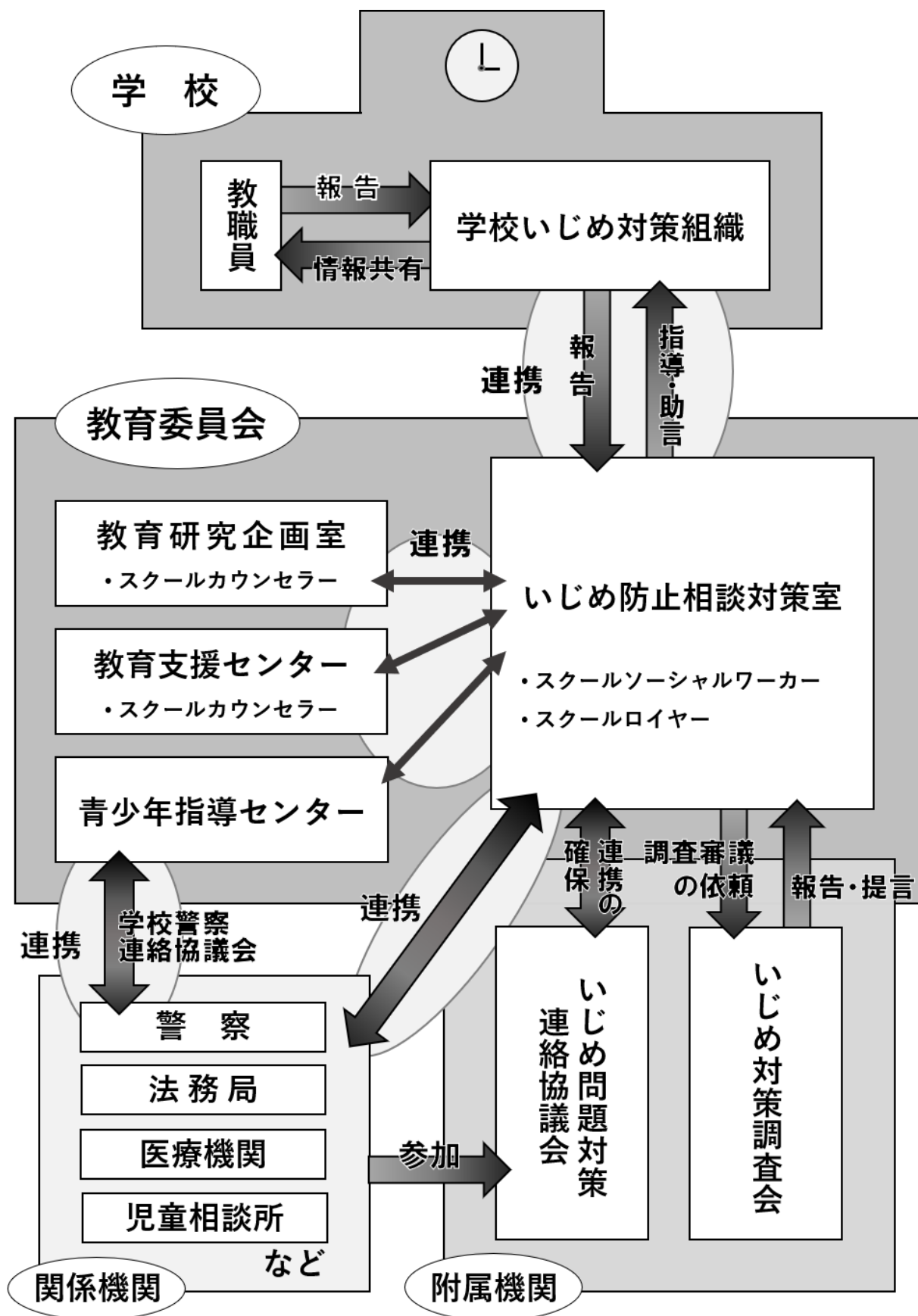
- (1) 市長と教育委員会は、必要に応じて、総合教育会議⁶でいじめの問題への対策について協議を行います。
- (2) 教育委員会は、年度ごとに、市内におけるいじめの発生状況や、市が行っているいじめ防止対策の実施状況に関する資料を流山市いじめ対策調査会に提出して、点検・評価や提言を受け、対策の改善を進めます。

2 流山市いじめ防止基本方針の公表

この基本方針は、市ホームページで公表します。また、この基本方針を改定した場合には、速やかに市ホームページで公表します。

⁶ 総合教育会議：市長と教育委員会が教育政策（教育大綱の策定、教育や学術、文化の振興を図るため重点的に講ずるべき施策、児童生徒等の生命や身体への被害について緊急に講ずるべき措置など）について協議するために開催する会議。

【資料1 いじめ問題に関わる組織関係図】



【資料2 相談窓口一覧】

流山市の相談窓口

- 流山小中学生専用なやみホットライン 04-7150-8055
毎日午後1時～午後9時 hotline@city.nagareyama.chiba.jp
- STANDBYアプリ
月～金 午後1時～午後6時
※24時間送信できますが、返信は翌日以降となる場合があります。
※利用にはアクセスコードが必要です。詳細は各中学校に確認してください。
- いじめ防止相談対策室（市役所第1庁舎2階） 04-7157-1683
月～金（祝祭日を除く） 午前9時～午後4時
- 教育相談室（生涯学習センター4階） 04-7150-8390
月～金（祝祭日を除く） 午前9時～午後4時30分
- 青少年相談室（生涯学習センター2階） 04-7158-7830
月～金（祝祭日を除く） 午前9時30分～午後4時30分 ※第3水曜日は電話相談のみ

国・千葉県・民間の相談窓口

- 24時間子どもSOSダイヤル 0120-0-78310
24時間対応
- 子どもの人権110番 0120-007-110
月～金 午前8時30分～午後5時15分
- 千葉県子どもと親のサポートセンター 0120-415-446
24時間対応 saposoudan@chiba-c.ed.jp
- 千葉県こころの電話相談 043-263-3893
月～金（祝祭日を除く） 午前9時～午後6時30分
- 千葉県警察ヤング・テレホン 0120-783-497
月～金 午前8時30分～午後5時15分
- チャイルドライン 0120-99-7777
毎日 午後4時～午後9時
- ライトハウスちば 043-420-8066
火～日、祝日の月曜（年末年始、月曜が祝日の週の火曜を除く） 午前10時～午後5時
- 千葉いのちの電話 043-227-3900
24時間対応